

「横浜市手数料条例の一部改正」について

1 改正内容

戸籍電算化により、横浜市手数料条例に「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加えます。

電算化前の用語	電算化後の用語	条例に追加する規定
戸籍謄本	戸籍全部事項証明書	磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面
戸籍抄本	戸籍一部事項証明書	
	戸籍個人事項証明書	

※ 戸籍電算化日程 改製日：平成 20 年 7 月 19 日 サービス開始日：平成 20 年 7 月 22 日

2 改正理由

戸籍電算化により、戸籍は従来の紙戸籍に記載されたものから、磁気ディスクにデータとして記録され、これをもって調製することとなります。このことに伴い、従来の戸籍謄本等は「磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」となります。

この書面に関する定めを、横浜市手数料条例に加えることとしたものです。

